

東地申
第39号

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」についての申し入れを行う!

これまで、36協定違反の根絶や、時間外労働削減、適正な労働時間管理に向けて議論を積み重ねてきました。しかしながら、未だに多くの課題が山積していると認識しています。

東京地本は、事業場毎の責任において適正な労働時間管理を実現するために「労働基準法違反が発生した際の安全衛生委員会における議論」や労働基準法の趣旨に則り「36協定の事業場単位の締結」について求めてきました。

今後、加速する人口減少問題と合わせて私たち自身の働き方の問題等、抜本的に見直す時期に来ています。だからこそ、今、急激な世代交代を迎える中、要員問題や技術継承・技能伝承などの課題が山積していることに目を背けず、一つひとつ改善を図ることが何よりも重要です。

東京地本は、組合員の命と健康を守るために、労働基準法違反の根絶と超過勤務の縮減には、各現場における労働時間等設定改善委員会を早急に設置し具体的に議論を行うことが重要であると考えます。法令遵守と時間外労働等の縮減に向けて、真摯な回答と議論を要請します。

記

1. 1月期の36協定議事録確認と議論経過、労働基準法及び「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」、また「労働時間等改善見直しガイドライン」に基づき、超過勤務縮減等に向けた対策を具体的に示すこと。
2. 会社が提示した19箇所についても、81箇所と同様に36協定を締結すること。

団体交渉は、4月19日に行います!